

行政書士として 知っておかなければならない法律知識

市民法務部

Season 2 第1回

民法改正と相続

すでにご承知の通り、民法改正による新たな相続法が2020年4月をもってすべて施行されました。

遺産分割協議書を作成する場合、まず相続人の中で協議の上、遺産の分割割合を決めることとなります。しかし協議がまとまらず、法定相続の割合で検討することになるとしたら、現行法では

- イ 配偶者と子供が相続人である場合
配偶者と子供2分の1ずつ
- ロ 配偶者と直系尊属が相続人である場合
配偶者3分の2、直系尊属3分の1
- ハ 配偶者と兄弟姉妹が相続人である場合
配偶者4分の3、兄弟姉妹4分の1

となるところですが、

昭和22年5月3日から昭和55年12月31日までの法定相続分は、配偶者について

- 子と相続する場合は3分の1
- 直系尊属と相続する場合は2分の1
- 兄弟姉妹と相続する場合は3分の2

とされていました。

また、旧民法では、嫡出でない子の相続分が嫡出子の相続分の2分の1になっていましたが、平成25年9月4日最高裁決定（平成13年7月1日から平成25年9月4日までの間は確定的となった法律関係は除外）以降の相続については、嫡出子と同等となりました。

相続の開始は被相続人の死亡時ですから、相続手続きをせずに時間が経過したとき、特に数次相続の場合には注意が必要です。

このほかにも民法には、「相続人は存在していなければならないとする原則」親子などが死亡した場合、どちらが先に死亡したか不明の場合には、『同時死亡の推定』などの規定があります。

このように様々な検討事項がありますので、依頼の内容をよく確認したうえで、受任していただきたいと思います。

